



平成 31 年 1 月 16 日
海 上 保 安 庁

平成 30 年の海上犯罪取締りの状況

◇ 送致件数 7,593 件 送致人員 4,776 人

平成 30 年の海上犯罪の送致件数は、7,593 件（前年比 369 件減）、送致人数は、4,776 人（前年比 295 人減）でした。

◇ 海上環境事犯の送致件数の増加

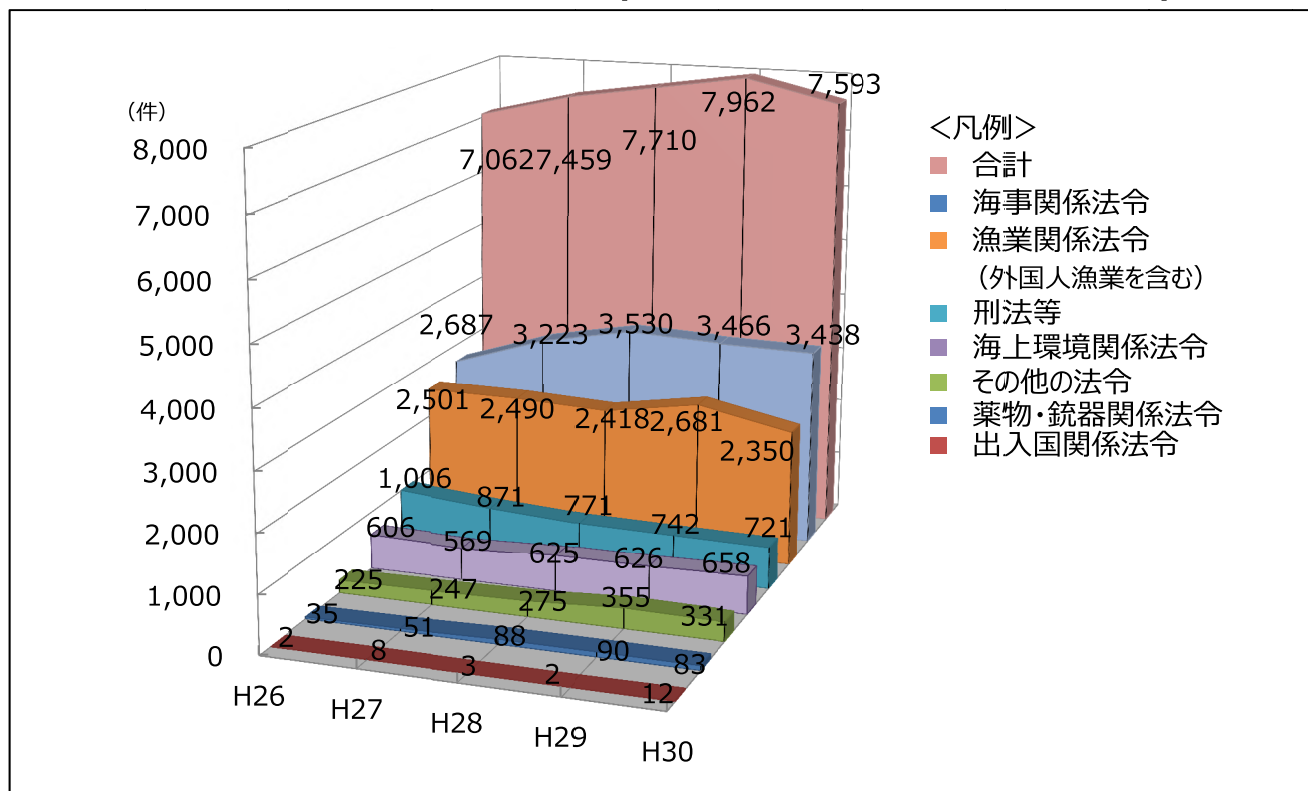
各種法令別の送致件数を前年と比較すると、海上環境関係法令違反の送致件数が増加しており、特に、船舶からの油・有害液体物質の排出、臨海部の工場からの汚水の排出など、適正な処理によらない悪質な犯行が増加しています。

◇ 訪日クルーズ船を利用した犯罪を相次いで摘発

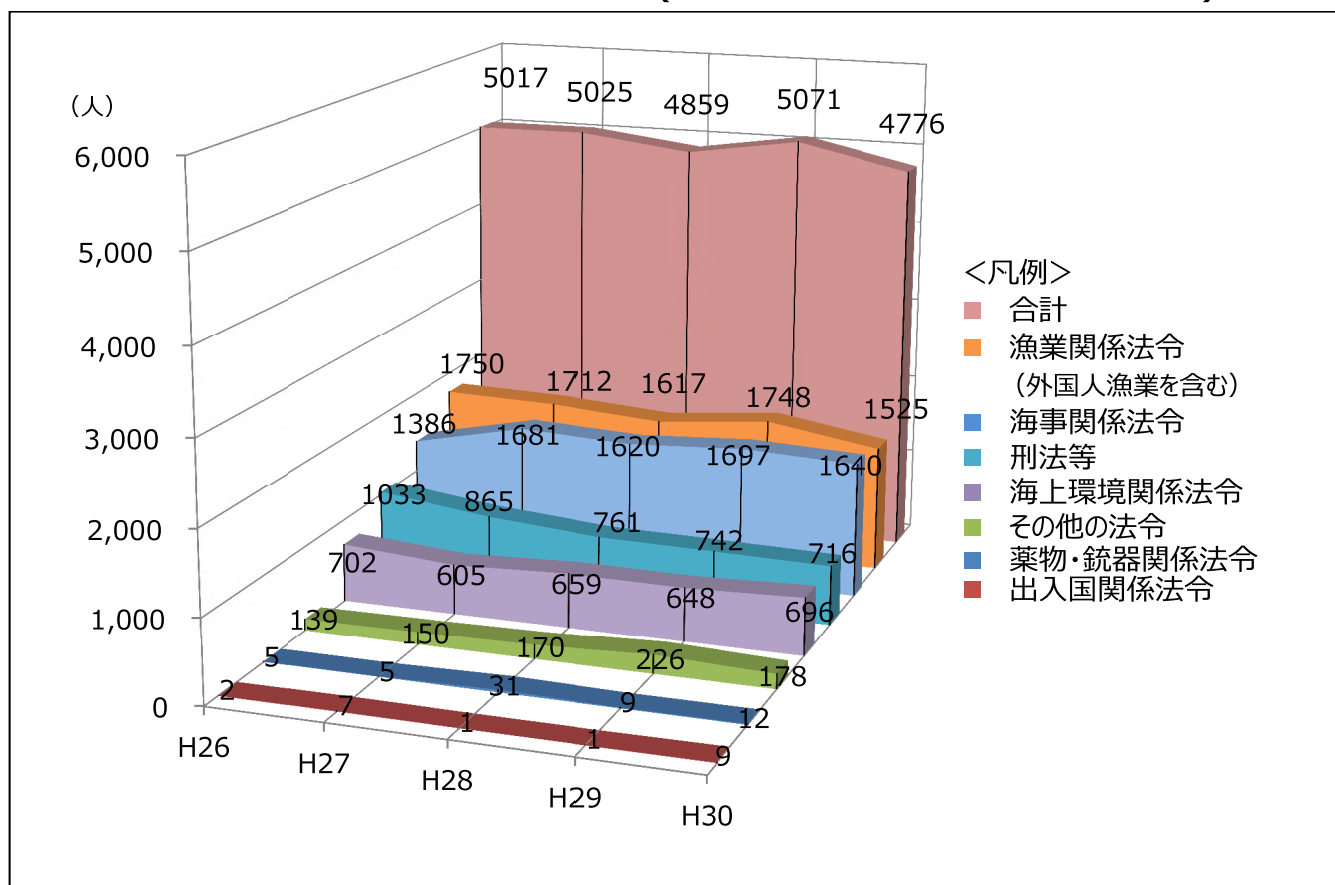
訪日クルーズ船の外国人乗客による覚醒剤等の薬物や生体カメラの密輸事件を相次いで摘発したほか、外国人乗客による行使目的の偽造在留カード所持事件を摘発しました。近年の訪日クルーズ旅客数の増加に伴い、訪日クルーズ船を利用した犯罪が増加している傾向にあります。（平成 29 年 3 件、平成 30 年 5 件摘発）

◆ 詳細は「別添」をご参照ください。

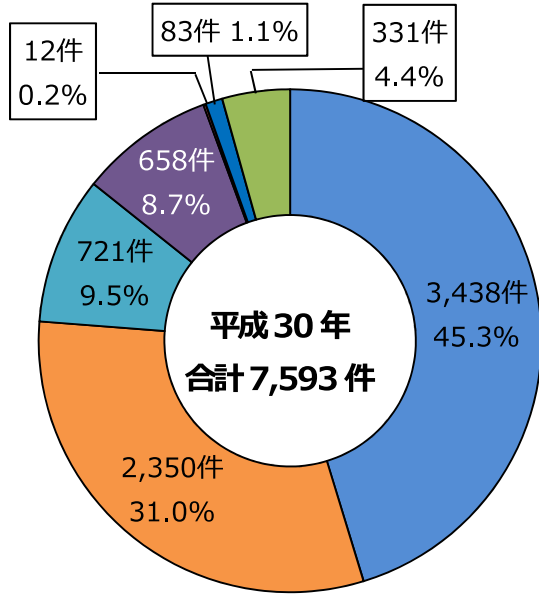
各種法令別送致件数の推移(平成26年～平成30年)



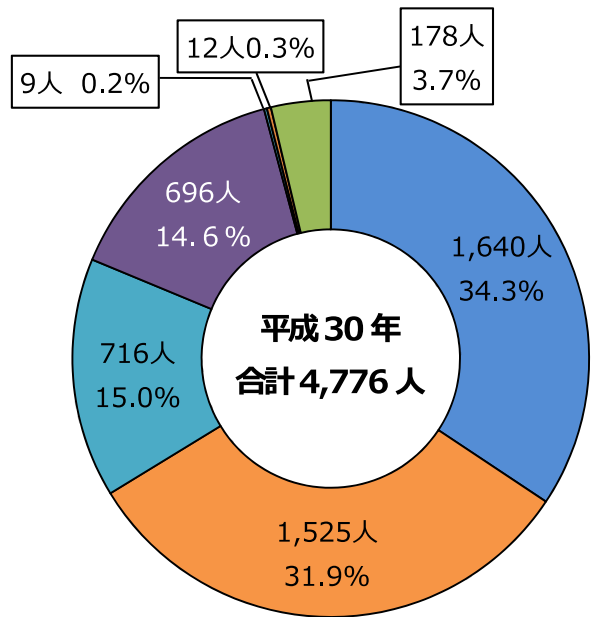
各種法令別送致人員の推移(平成26年～平成30年)



法令別送致件数割合



法令別送致人員割合



<凡例>

- 海事関係法令 ■ 漁業関係法令 (外国人漁業を含む)
- 刑法等 ■ 海上環境関係法令
- 薬物・銃器関係法令 ■ 出入国関係法令 ■ その他の法令

各種法令別取締り等の状況

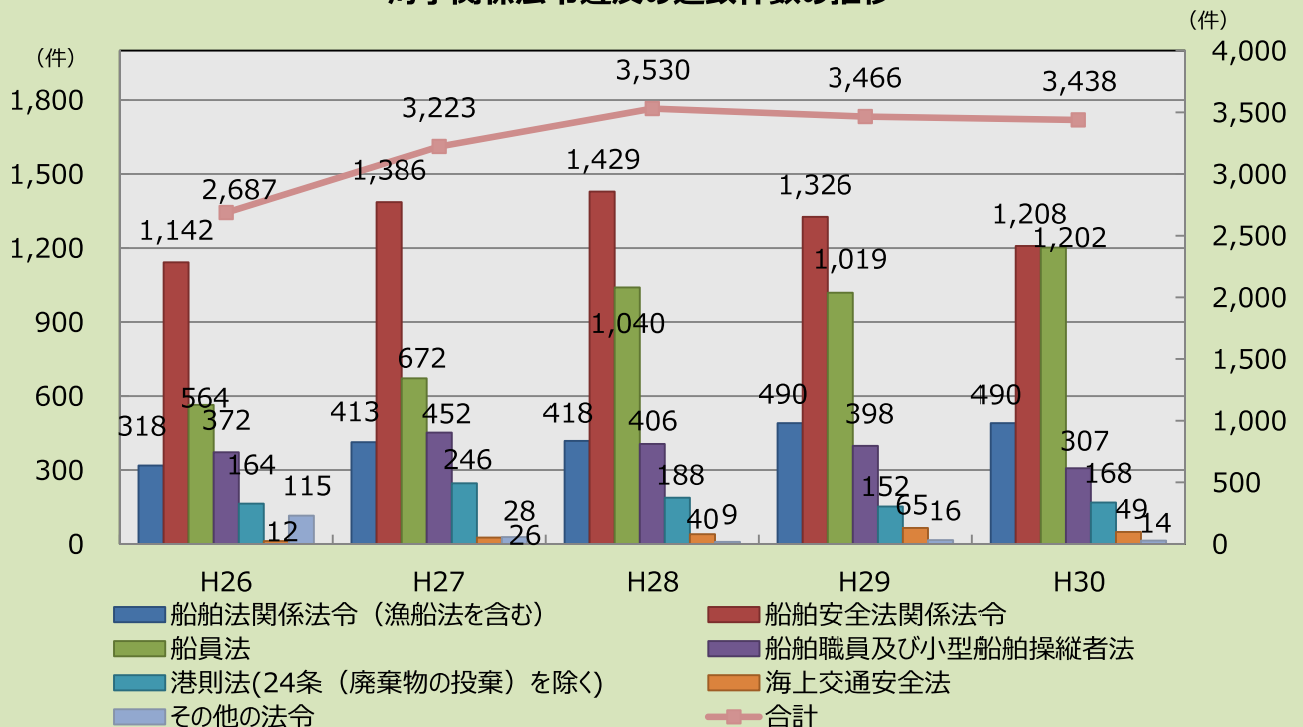
1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 3,438 件で、ほぼ横ばいとなっています。

法令別では、船舶の検査や定員、航行区域等を規定した船舶安全法違反等が 1,208 件で海事関係法令違反全体の 35.1%、船員の労働条件等を規定した船員法違反が 1,202 件で 35.1%、船舶の登録等を規定した船舶法違反等が 490 件で 14.3%、船舶操縦者の資格等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 307 件で 8.9%を占めています。

引き続き、船舶や船員の安全に支障を及ぼすような不法運航等について取締りを行い、海上における船舶交通などの安全の確保を図っていきます。

海事関係法令違反の送致件数の推移



○遊漁船による立入検査忌避事件（門司海上保安部）

平成 30 年 10 月 22 日、通航船舶から「無人の船がいる。」との通報を受け、巡視艇で付近海域を捜索したところ、漂流船舶と思われる遊漁船を発見しました。調査・確認のため接近したところ、突然同船は逃走を開始、停船命令をかけるも停船せず、巡視艇及び航空機で追跡の後停船させ、同船船長を船舶安全法違反（臨検の拒否）の疑いで現行犯逮捕しました。



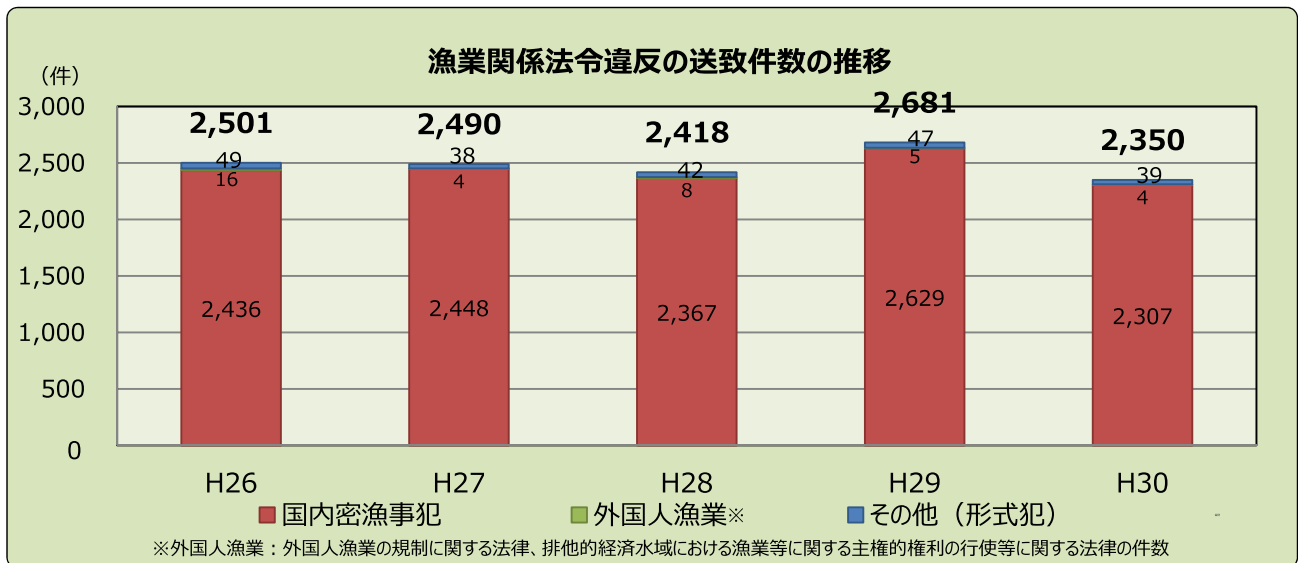
巡視艇 2 隻による追跡の様子

2. 漁業関係法令違反の取締り状況

漁業関係法令違反の送致件数は2,350件で、前年と比較し331件（12.3%）減少しました。国内密漁の形態としては、漁業者によるもののほか、資金確保を目論む暴力団等による組織的なもの、遊漁者によるものなど、多岐にわたっており、特に、磯場や防波堤においてあわび、わかめ、いせえびの密漁といった漁業権を侵害する事犯を920件送致しました。同種事犯は、前年より減少（-81件）しているものの、依然として数が多く、引き続き、取締りを強化するなど地域ニーズに応じて対処していきます。

また、外国漁船による漁業関係法令違反としては、我が国EEZ※において、ロシア人乗組みのトーゴ共和国籍船舶1隻を立入検査忌避の疑いで検挙しました。

※EEZ:排他的経済水域



○「なまこ」潜水器密漁事件（松山海上保安部）

平成30年2月23日夜間、かねてから内偵捜査中のところ、山口県下松市沖合において、密漁者が、潜水器を使用した密漁を行い、漁獲物を水産加工会社のトラックに積み込む一連の状況を確認しました。その結果をもとに令状を請求、関係先の捜索差押により多数の証拠品を押収、4名を漁業法違反等で通常逮捕しました。捜査の結果、被疑者らは、過去5年間になまこ約5.2トン、金額にして約7,300万円の不法収益を得ていたことを明らかにしました。



漁獲物をトラックに積み込んでいる様子

○北海道紋別沖我が国EEZにおけるトーゴ共和国籍船舶による立入検査忌避事件（紋別海上保安部）

平成30年8月、北海道紋別沖の我が国EEZにおいて、しよう戒中の巡視船が、漂泊中のトーゴ共和国籍船舶（202トン、ロシア人等14名乗組）を発見、立入検査を行うために接近したところ、同船が逃走したため、巡視船により追跡・停船させ、ロシア人船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（立入検査忌避）疑いで現行犯逮捕しました。



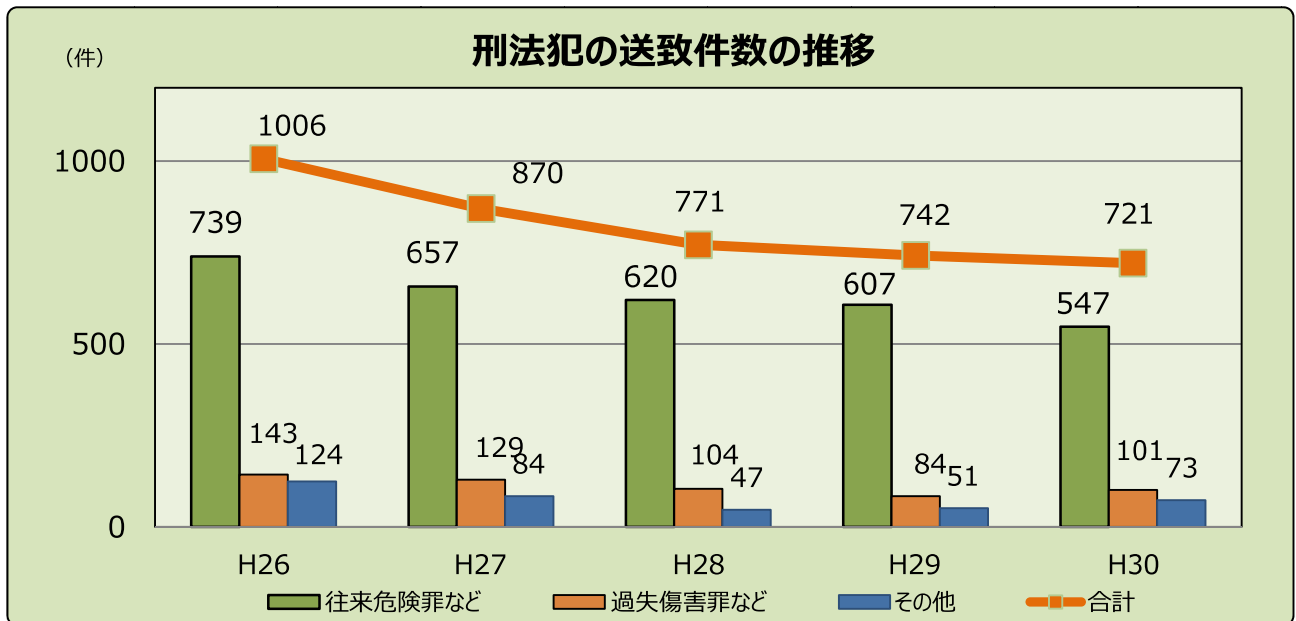
逃走中の被疑船舶の様子

3. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は 721 件で、前年と比較し 22 件(3.0%)減少しました。罪種別では、衝突や乗揚げ等、船舶の往来の危険を生じさせる等の罪が 547 件で刑法犯全体の 75.9%、乗船者を負傷させる等の、過失傷害等の罪が 101 件で 14.0%となりました。

また、窃盗及び強盗の罪が 8 件で 1.1%、傷害等の罪が 12 件で 1.7%となりました。

昨年は飲酒が原因とみられる事故も発生しており、酒酔い状態での船舶の操縦は、人の死傷など悲惨な結果を引き起こす可能性が高いことから、そのような行為を認めた場合は、徹底した捜査により行為者に罪の重さを認識させ再犯防止を図ります。



○飲酒が原因の貨物船による防波堤衝突負傷事件（広島海上保安部）

平成30年2月13日午後7時ころ、広島県江田島沖において、貨物船が多数のかき筏に次々と衝突、その後、防波堤にも衝突し、その衝撃によって船内の乗組員を負傷させる事故が発生しました。捜査の結果、事故当時の当直航海士は、当直の直前まで飲酒し、酒に酔って正常な操船ができない状態で操船していたことが明らかとなり、同人を業務上過失傷害の疑いで通常逮捕しました。また、同船の船長及び運航者を、内航海運業法（安全管理規定によらない事業の実施）の容疑で送致しました。この事故によるかき筏と防波堤の損害額は、約 8,100 万円にのぼりました。



衝突によって損傷した防波堤



衝突によって損傷したかき筏

○マルタ船籍貨物船による周防大島橋梁衝突事故（柳井海上保安署）

平成30年10月22日、午前1時30分頃、大島大橋を通航している船舶から、「橋梁灯が切れており、橋からケーブルが落ちている。」との通報を受け、状況を確認したところ、橋梁に設置されている灯火類の消灯、水道管等の切断、橋梁に何かが衝突した痕跡を確認しました。大島大橋の灯火が消灯した時間帯に同橋下を通航した船舶を調査した結果、マルタ船籍の貨物船であることが判明し、船長等3名を業務上過失往來危険の容疑で送致しました。



衝突後の橋の様子



橋と衝突した衝撃で曲がったマストの様子

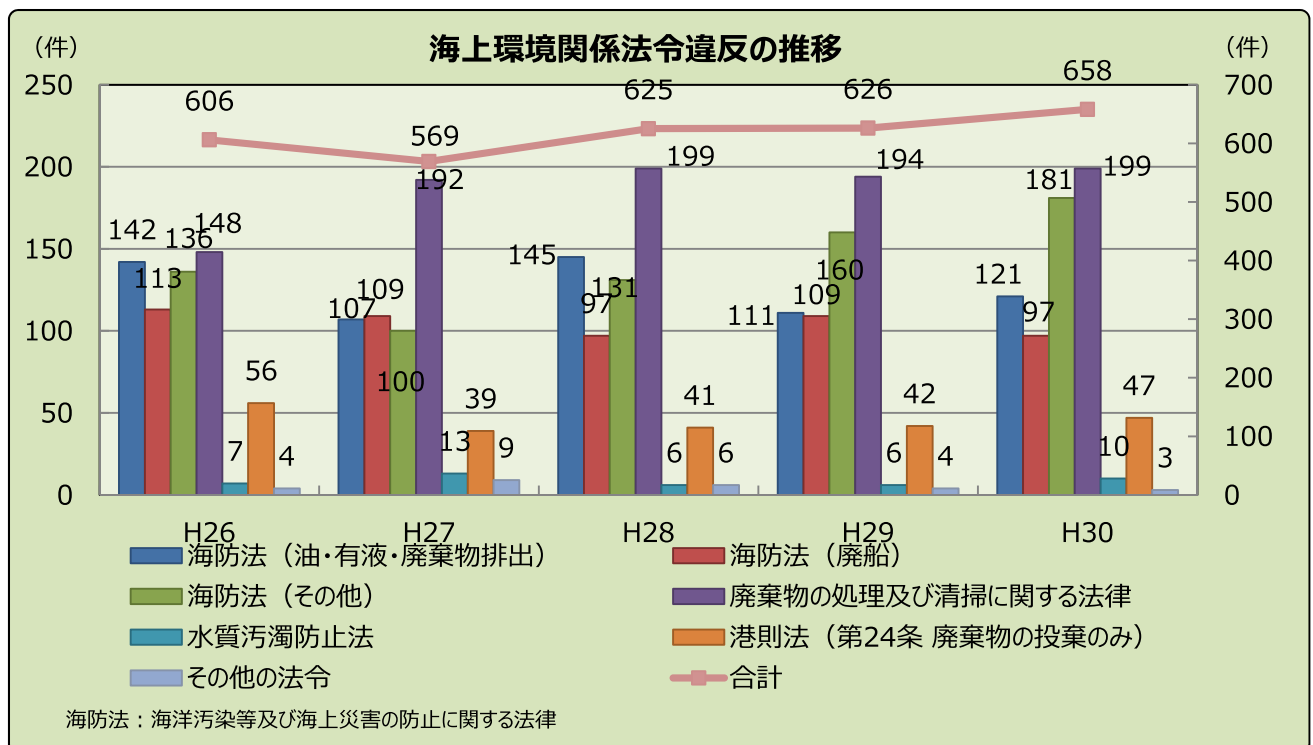
4. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は 658 件で、前年と比較し 32 件 (5.1%) 増加しました。法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出、廃船の投棄等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (以後「海防法」という。) 違反が 399 件で海上環境法令違反全体の 60.6% を占め、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反が 199 件で 30.2% を占めています。

なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯の取締りについては、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しており、5 件の油等の不法排出事犯について、担保金の提供を受けました (前年 4 件)。

その他、日本近海の海洋汚染の監視等のしよう戒によって、9 隻の油排出船舶を確認し、国際条約に基づき、それぞれの外国船舶の旗国に対して、その船舶の処罰を求める旗国通報を行いました (前年 2 隻)。

海上環境事犯は、沿岸部の地域住民に健康被害を生じさせたり、水産業に莫大な損失をもたらす可能性が高いことから、今後も徹底した監視・取締りを行っていきます。



○染物工場からの染色污水不法排出事件 (水島海上保安部)

平成 29 年 12 月、瀬戸内海に流れ込む水路に、濃紺色の着色水を認め、付近の排水口を調査したところ、排出基準を超える污水 (強アルカリ性) が排出されていることが判明したため捜査に着手しました。捜査の結果、同工場の受注量増加により、処理しきれない污水が発生したことから、処理装置を通さずに水路に排出するための配管を不法に設置、長年にわたり排出基準を大幅に超えた污水を排出していたことを特定し、同社と同社代表取締役を水質汚濁防止法違反の容疑で送致しました。



捜査員が排水口からの採水を行う様子

5. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

薬物・銃器関係法令違反の送致件数は 83 件で、前年と比較し 7 件減少しました。

海上ルートによる密輸事犯については、海上コンテナ貨物への隠匿等の手口により、一度に大量の覚醒剤を密輸する事件や訪日クルーズ船の外国人乗客による薬物の密輸事件を相次いで摘発しました。

密輸事犯の手口は、引き続き、大口・巧妙化が見受けられるほか、訪日クルーズ船を利用したものが増加している傾向にあります。また、依然として国際犯罪組織が関与するものが発生しています。

詳細については、平成 31 年 1 月 16 日付、公表の「平成 30 年における密輸及び密航取締り状況について」（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）に掲載）をご参照ください。

6. 出入国関係法令違反の取締り状況

出入国関係法令違反の送致件数は 12 件で、前年と比較し 10 件増加しました。

行使目的の偽造在留カード所持事件を当庁において初めて摘発したほか、邦人による不法出国事件や外国人の不法就労事件などを摘発しました。

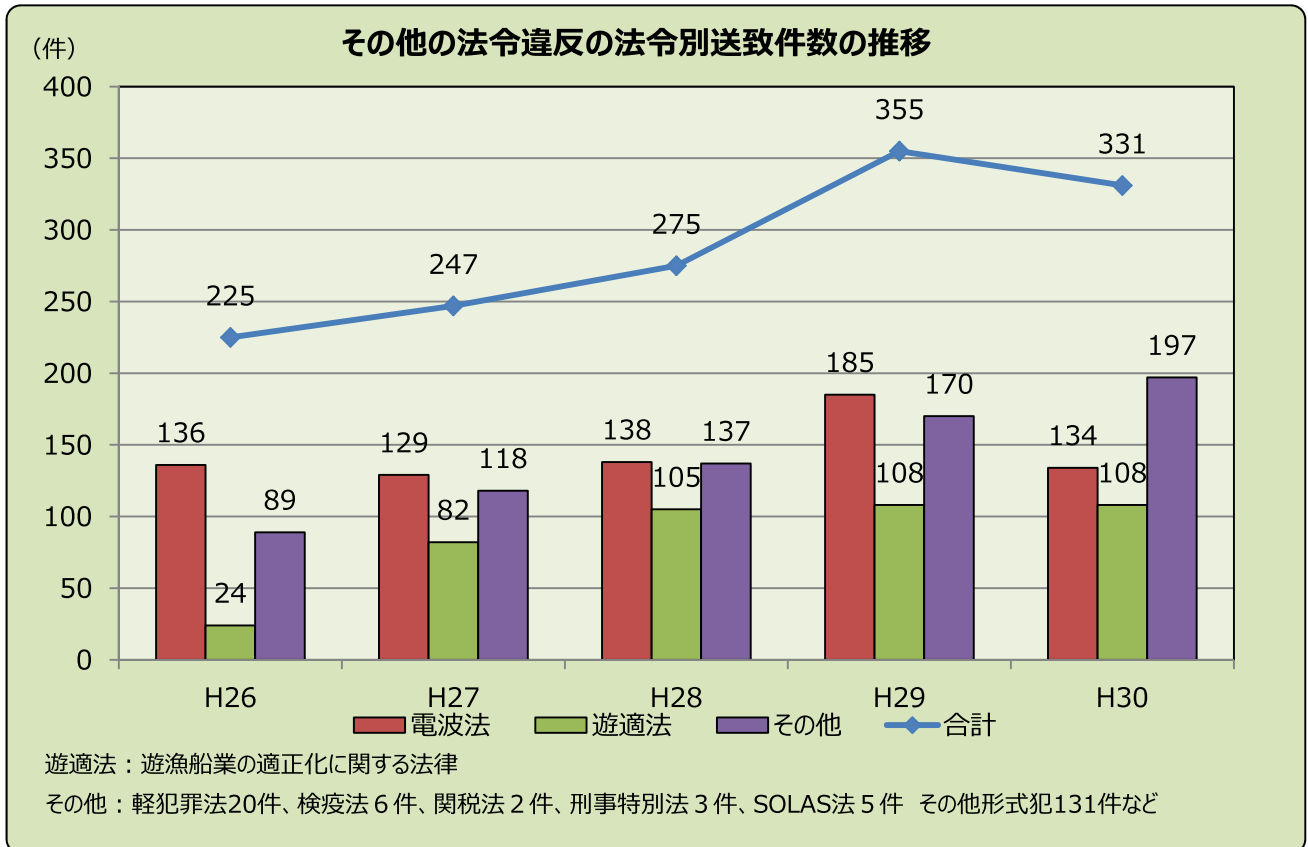
近年の船舶を利用した不法出入国事犯については、事件の小口・巧妙化の傾向が続いています。

詳細については、平成 31 年 1 月 16 日付、公表の「平成 30 年における密輸及び密航取締り状況について」（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）に掲載）をご参照ください。

7. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令の主なものとしては、電波法、遊漁船業の適正化に関する法律、関税法、軽犯罪法等があります。送致件数は 331 件 で、前年と比較し 24 件（6.8%） 減少しました。

法令別では、漁業無線局やアマチュア無線局を不法に開設する等の電波法違反が 134 件で 40.5%、登録を行わずに遊漁船業を営む等の遊漁船業の適正化に関する法律違反が 108 件で 32.6% となっています。



○貸しポート業者による遊漁船業の無登録営業事案（名古屋海上保安部）

愛知県知多郡に所在する貸しポート業者が、登録を受けることなく、遊漁船業を行っているとの情報を得たことから捜査に着手、無動力の小型ボートに釣り客を乗船させ、釣りポイントまで曳航していることが明らかになり、事務所などへの搜索差押により多数の証拠品を押収、平成 30 年 7 月、経営者と従業員を遊漁船業の適正化に関する法律違反の疑いで通常逮捕しました。捜査の結果、逮捕容疑のほか、船舶安全法違反（中間検査の不受検）、船舶職員及び小型船舶操縦者法違反（無資格運航）の容疑でも送致しました。



小型ボートを曳航している様子